

鳥取県県土整備部建設工事プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）の所管に係る建設工事（以下「建設工事」という。）について、最も優れた技術提案をした者と随意契約を行う方法（以下「プロポーザル方式」という。）による場合においては、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象工事)

第2条 プロポーザル方式は、次に掲げる建設工事（特許又は著作権に係る技術等が必要とされるものを除く。）のうち、高度又は独自の技術等が必要とされるため競争入札に適しないものとして、別に定めるところにより設置する指名審査委員会（以下「指名委員会」という。）が指定するものについて行う。

- (1) 積算歩掛が定められていないもの
- (2) その他プロポーザル方式によることが適当と認められるもの

(選定方法)

第3条 プロポーザル方式において技術提案をすることができる者（以下「提案者」という。）は、発注する建設工事ごとに定める応募資格を具備する者に対し、公募により各自の技術力を記載した書類（以下「参加表明書」という。）の提出を求め、指名委員会でこれを審査して選定する。

2 前項の規定により選定された提案者に対しては、建設工事に係る技術提案の内容を記載した書類（以下「技術提案書」という。）の提出を求め、これを審査して最も優れた技術提案をした者（以下「最優秀提案者」という。）を選定し、その者と当該建設工事の請負契約を随意契約で締結できるものとする。

(不選定)

第4条 鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱第3条第1項の規定による指名停止を受けている者は、提案者及び最優秀提案者として選定しない。ただし、同要綱別表第1又は別表第2に掲げる措置要件に該当する事案が発生した場合でも、当該事案について指名停止が行われるまでは、当該事案に係る者を選定して差し支えないものとする。

2 次に掲げる者は、その状況が改善されるまでの間、提案者及び最優秀提案者として選定しないことができる。

- (1) 県から請け負った建設工事の施工が遅れている者
- (2) 経営内容が著しく不健全であると認められる者
- (3) 工事現場の体制等について全般的な改善が必要と認められる者
- (4) 発注側の内部事情に精通したものを擁する者、その他その者を選定すると当該選定の公平性に疑義を生じる恐れがあると認められる者

(応募資格の設定)

第5条 プロポーザル方式による応募資格の設定にあたり、当該建設工事を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、当該資格の案（以下「資格案」という。）を作成し、指名委員会に付議するものとする。

2 指名委員会は、資格案を審議し、応募資格を決定する。

（参加表明書の公募）

第6条 応募資格が決定されたときは、別表に掲げる事項を発注機関の掲示板及びインターネットの県のホームページ（アドレスが<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>であるもの）に公告して、参加表明書の提出を求めるものとする。

2 前項の規定による公募に応じて参加表明書を提出した者は、提案者となることを希望するものとみなす。

3 参加表明書の作成及び提出に要する費用は、提出する者の負担とする。

4 参加表明書及びその添付書類は、提出した者に返却しないが、提出した者に無断でプロポーザル方式における審査以外には使用しないものとする。

（提案者の選定）

第7条 適正に提出された参加表明書については、所管課長が同種工事の実績及び配置予定の技術者等の確認を行った上で、指名委員会に付議するものとする。この場合において、参加表明書に誤記等があったときは、指名委員会が認めた場合のみ、修正等を行うことができる。

2 指名委員会は、前項の確認等を踏まえて審議し、提案者を選定する。この場合においては、公募により広く提案者を募るという趣旨に則り、不必要に厳格な絞り込みは行わないものとする。

3 所管課長は、前項の規定により提案者が選定されたときは、当該提案者に対し、技術提案書の提出を要請するものとする。

（最優秀提案者の選定）

第8条 適正に提出された技術提案書については、第10条に定めるところにより設置する県土整備部建設工事技術提案評価委員会（以下「評価委員会」という。）で評価した上で、指名委員会に付議するものとする。この場合において、技術提案書に誤記等があったときは、指名委員会が認めた場合のみ、修正等を行うことができる。

2 指名委員会は、前項の評価を踏まえて審議し、最優秀提案者を選定する。

3 所管課長は、前項の規定により最優秀提案者が選定されたときは、当該最優秀提案者に対し、その旨を通知するものとする。

（非選定通知）

第9条 所管課長は、参加表明書を提出したが提案者に選定されなかった者及び技術提案書を提出したが最優秀提案者に選定されなかった者に対し、選定しなかった旨及びその理由を書面（電子入札の場合にあっては、電子入札ファイルに記録すること。以下同じ。）により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、それぞれ通知の日から4日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面に

より発注機関（知事が契約する建設工事にあつては県土整備部長、地方機関の長が契約する建設工事にあつては当該地方機関の長をいう。以下同じ。）に、選定しなかつた理由の説明を求めることができる。

- 3 発注機関は、前項の規定により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期限から6日（休日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。この場合においては、参加表明書及び技術提案書作成要領に定める提案者及び最優秀提案者の選定基準又は評価の着目点に基づいて説明することとし、当該書面には他社と比較して劣っている事項を明記するものとする。

（評価委員会）

第10条 評価委員会は、発注する建設工事ごとに設置するものとする。

- 2 評価委員会は、発注機関が適当と認める5名以上の者で構成する。
- 3 評価委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 評価委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開催することができない。

（雑則）

第11条 その他プロポーザル方式による建設工事の請負に関し必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日に起工決裁する建設工事から適用する。
- 2 簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設業者選定要領（平成12年12月27日付管第661号土木部長通知）は、廃止する。

附 則

この改正は、平成18年2月1日以降に調達公告を行うものから適用する。

別 表

公告事項	留意点
<p>1 工事の概要</p> <p>(1) 工事名</p> <p>(2) 工事場所</p> <p>(3) 工事内容</p> <p>(4) 工事の規模・構造等</p> <p>(5) 工期</p> <p>(6) 予定価格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事内容については、工種、構造、規模等を記述すること。 (例) NATMトンネルL = m ・工事の施工に必要とされる技術的な能力、あるいは要件を示す具体的な情報の記述に配慮すること。
<p>2 応募資格に関する事項</p> <p>(1) 等級・点数の条件</p> <p>(2) 営業所の所在地</p> <p>(3) 同種工事の施工実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の規模、技術提案書の提出に要求される技術的特性等を勘案して、建設業者の施工能力及び工事の質の確保といった観点から必要なものに限ること。 ・県内に本店を有する者については、鳥取県建設工事入札参加資格者格付審査要綱に基づく格付等級及び総合点数、又は経営事項審査の点数(以下「客観点数」という。)によること。 ・県外に本店を有する者については、客観点数によること。 ・原則として県内業者であればよいこととするが、必要があれば、主たる営業所又は従たる営業所の所在地に関する条件を設定してもよい。 ・必要な程度を越えて厳しい条件を設定して競争参加者を限定することのないよう、技術的観点から真に必要なものに限ること。 ・同種工事の判断基準(工種、諸元等)を明示した上で、概ね過去10年間に完成した工事の中から代表的なものを記載すべきことを記述すること。この場合、記載件数の上限(3件まで等)を明示すること。 ・同種工事として認める範囲の設定に当たっては、施工上の技術的特性を勘案して支障がないと認める場合には、例えば、類似の工法によるものを含めること、発注工事の規模よりも小規模なものを認めることとする等により、弾力的な運用を図ること。 ・類似工事の判断基準(工種、諸元等)を明示した上で、類似工事については、同種工事の実績が少ない場合にのみ記載するよう記述すること。 ・施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、工期、請負金額、工事概要、技術的特性等を必要に応じて記載するよう記述すること。 ・確認書類として契約書の写し(共同企業体による施工の場合はその協定書の写しも)又は工事実績情報サービス(CORINS)に基づく工事カルテの

<p>(4) 資格・経験を有する技術者の配置</p>	<p>登録実績の出力票等を添付するよう記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書の提出時には、配置予定の技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入することができることを明示すること。 ・配置予定の技術者の工事経験については、同種工事等の判断基準及び記載件数の上限（2件まで等）を明示すること。 ・配置予定の技術者の施工実績を条件とする場合は、技術的難度の高い工事、困難な作業条件の下で施工する工事等の場合を除き、主任技術者、監理技術者等として実績を積んだ時の役職による限定を設けないこと。 ・確認書類として資格証の写しを添付するよう記述すること。
<p>3 技術提案書の作成及び提出</p> <p>(1) 技術提案書作成要領の交付方法</p> <p>(2) 技術提案書の提出方法</p> <p>(3) 技術提案書の審査に関する事項</p> <p>(4) 公表の諾否</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案書作成要領を希望者に交付すること、その交付期間及び交付場所を明示すること。 ・技術提案書の提出期間、提出場所、提出方法（原則として持参による）を明記すること。 ・提出された技術提案書を基に審査し、指名する旨を明記すること。 ・提出する技術提案書について開示請求がなされた場合に、公表を認めるか否かを記入するよう記述すること。
<p>4 その他認める必要と事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報を入手するための照会窓口、その他実施上の留意事項を明記すること。

プロポーザル方式（建設工事）の手続き実施フロー

